

令和4年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和4年6月8日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 人事の紹介
- 第 3 表彰伝達並びに記念品の贈呈
- 第 4 議長報告事項
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 会期の決定
- 第 7 議案上程
- 第 8 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 9 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 人事の紹介
- 日程第 3 表彰伝達並びに記念品の贈呈
- 日程第 4 議長報告事項
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 議案上程
- 日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 9 議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（20名）

1 番 常世田 正 樹
3 番 菅 谷 道 晴
5 番 伊 場 哲 也

2 番 伊 藤 春 美
4 番 戸 村 ひとみ
6 番 崎 山 華 英

7 番 永 井 孝 佳
 9 番 島 田 恒
 11 番 遠 藤 保 明
 13 番 宮 内 保
 15 番 宮 澤 芳 雄
 17 番 向 後 悦 世
 19 番 木 内 欽 市

8 番 井 田 孝
 10 番 片 桐 文 夫
 12 番 林 晴 道
 14 番 飯 嶋 正 利
 16 番 伊 藤 房 代
 18 番 景 山 岩三郎
 20 番 松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 米 本 弥一郎
 教 育 長 諸 持 耕太郎
 行 政 改 革 榎 澤 茂
 推 進 課 長 柴 栄 男
 企画政策課長
 税 務 課 長 向 後 秀 敬
 保険年金課長 高 野 久
 農 水 産 課 長 池 田 勝 紀
 会 計 管 理 者 小 澤 隆
 教育総務課長 向 後 稔
 監 査 委 員 杉 本 芳 正
 事 務 局 長

副 市 長 飯 島 茂
 秘書広報課長 椎 名 実
 総 務 課 長 小 倉 直 志
 財 政 課 長 山 崎 剛 成
 市民生活課長 向 後 利 胤
 商工観光課長 大八木 利 武
 都市整備課長 飯 島 和 則
 上下水道課長 多 田 一 徳
 体育振興課長 金 杉 高 春
 農 業 委 員 会 戸 葉 正 和
 農 事 務 局 長

事務局職員出席者

事 務 局 長 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 金 谷 健 二

開会 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（木内欽市） ただいまの出席議員は20名、議会は成立しました。

これより令和4年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（木内欽市） 日程第2、人事の紹介。

4月1日付の異動による人事の紹介をいたします。

榎澤茂行政改革推進課長。

小倉直志総務課長。

柴栄男企画政策課長。

向後秀敬税務課長。

向後利胤市民生活課長。

高野久保険年金課長。

大八木利武商工観光課長。

池田勝紀農水産課長。

飯島和則都市整備課長。

小澤隆会計管理者。

多田一徳上下水道課長。

向後稔教育総務課長。

金杉高春体育振興課長。

杉本芳正監査委員事務局長。

戸葉正和農業委員会事務局長。

なお、その他の異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書によりご了解願います。

紹介職員の皆さんで議案に関係しない方は、退場をお願いします。

ここでしばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前10時 2分

再開 午前10時 3分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議長を副議長と交代いたします。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 3分

再開 午前10時 4分

○副議長（林 晴道） 議長に代わって、僕のほうで進行をさせていただきます。

◎日程第3 表彰伝達並びに記念品の贈呈

○副議長（林 晴道） 日程第3、表彰伝達並びに記念品の贈呈。

これより、表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

全国市議会議長会の定例総会におきまして、市議会議員として20年以上在籍し、市政の振

興に努められた功績により表彰の栄に浴されました木内欽市議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

木内欽市議員、前のほうにお進みください。

(副議長より表彰伝達並びに記念品贈呈、拍手)

○副議長（林 晴道） ここで議長と交代いたします。

しばらく休憩いたしますので、各自自席でお待ちください。

休憩 午前10時 7分

再開 午前10時 7分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 議長報告事項

○議長（木内欽市） 日程第4、議長報告事項。

議長報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（木内欽市） 日程第5、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

5番、伊場哲也議員、6番、崎山華英議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第6 会期の決定

○議長（木内欽市） 日程第6、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの20日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月27日までの20日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第9号までの9議案と報告第1号から報告第4号までの報告4件であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第7 議案上程

○議長（木内欽市） 日程第7、議案上程。

議案第1号から議案第9号までの9議案と報告第1号から報告第4号までの報告4件を一括上程いたします。

議案第 1号 令和4年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 旭市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 5 号 財産の取得について（コンテナ洗浄機）
- 議案第 6 号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 7 号 専決処分の承認について（令和 4 年度旭市一般会計補正予算）
- 議案第 8 号 専決処分の承認について（旭市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第 9 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 1 号 令和 3 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2 号 令和 3 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 3 号 令和 3 年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 4 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
-

◎日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（木内欽市） 日程第 8、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和 4 年旭市議会第 2 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、令和 4 年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 1,000 万円を追加し、予算の総額を 289 億 5,000 万円とするものであります。

議案第 2 号は、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市総合体育館と飯岡体育館の利用区分の変更に伴う使用料の見直し及び旭市サッカー場の照明設備に係る使用料を定めるに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、旭市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、鎗木農村公園の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、財産の取得についてでありまして、給食センターのコンテナ洗浄機を購入することについて、仮契約を締結いたしましたので、契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第6号は、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現評価員の辞職に伴い、後任の評価員を選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。私は、向後秀敬氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第7号から議案第9号は、専決処分の承認についてであります。

議案第7号、令和4年度旭市一般会計補正予算（第1号）については、コロナ禍における国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策に係る補正予算でありまして、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る経費及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に係る経費について専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

議案第8号及び議案第9号は、旭市税条例等の一部を改正する条例及び旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

報告第1号は、令和3年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、令和3年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、令和3年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について、報告第4号は、議会からの委任による専決処分の報告について、それぞれ報告するものであります。

次に、令和3年度の一般会計並びに特別会計の執行について概要を申し上げます。

令和3年度の一般会計並びに各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営に当たっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、令和3年度の一般会計は、概算で歳入総額368億4,200万円、歳出総額347億8,800万円、翌年度に繰り越しとなる財源を差し引いた実質収支額は16億3,600万円の黒字を見込んでおります。

また、各特別会計についても、おおむね順調な決算となる見込みであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型コロナワクチン接種については、4回目の追加接種が決定いたしました。対象者は、60歳以上の方と、18歳以上で基礎疾患を有する方、及び医師が重症化リスクが高いと判断す

る方です。

3回目接種から5か月以上間隔を空けるため、7月下旬から集団接種を開始する予定で準備を進めております。

次に、経済対策と各種支援について申し上げます。

昨年度に続き実施するプレミアム率30%付の旭市共通商品券の販売については、5月31日に予約申し込みが締め切られ、5,524通の申し込みがありました。

商品券の販売期間は、今月27日から7月10日までで、使用期間は、7月1日から12月31日までの6か月間となっております。

旭市子育て世帯臨時特別先行給付金については、4月22日に締め切り、8,820人、8億8,200万円の給付を完了いたしました。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金については、今月中にひとり親世帯分の給付を開始する予定です。

ひとり親以外の低所得の子育て世帯分についても、令和4年度分の課税情報を確認し、速やかに給付が行えるよう事務を進めております。

国の経済対策の事業であります住民税非課税世帯等臨時特別給付金については、5月末現在、5,121世帯、5億1,210万円の給付を行いました。

また、新たに令和4年度の住民税が非課税となった世帯に対して給付する臨時特別給付金についても、速やかな給付が行えるよう事務を進めております。

次に、本市独自の支援策について申し上げます。

令和4年4月1日までの出生児を対象とした新生児特別定額給付金給付事業については、5月末現在407人、4,070万円の給付を行いました。

また、収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免については、国が示した減免要件の対象を拡充の上、引き続き支援を行ってまいります。

次に、この機会に、市政の近況についてご報告いたします。

初めに、私のまちづくり方針の一つであります、対話による開かれた市政について申し上げます。

幅広い世代の意見を取り入れ、豊かな旭を次世代へつなぐための取り組みとして、今年度新たに市民と市長との対話集会を企画いたしました。5月22日には第1弾となる二十歳のつどい実行委員会との座談会を開催し、大学生や新社会人の世代である方々と意見交換を行ったところであります。

初の試みではありましたが、ともに旭の未来を考え、多くのアイデアや提言をいただくことができました。

今後は、新成人となる高校生との対話集会を予定しており、実施に向け準備を進めるとともに、地域意見交換会や子ども議会など、これまで市が継続してきた事業につきましても、対話集会の一環として引き続き実施してまいります。

次に、農業について申し上げます。

本年３月に農林水産省が公表した令和２年の本市の農業産出額は約489億円で、前年と同水準で推移しており、全国第６位とトップクラスの産出額を誇っているところであります。

水田農業については、需要に応じた米の生産を推進し、米価の安定を図るため、協議会を活用した飼料用米の市内循環を強化することで、飼料用米への転作のさらなる拡大に取り組むなど、稲作経営の安定化を図ってまいります。

園芸については、千葉県の補助事業である「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用し、生産施設及び管理機械等の整備を支援してまいります。

畜産については、豚熱（ＣＳＦ）などの家畜伝染病の感染リスクが高まる中、防疫対策が重要となっております。今後も各農場での衛生管理の徹底を働きかけるとともに、本年度からは、これまでの予防ワクチン接種の助成に加え、消毒薬等の助成も行なってまいります。

次に、道の駅「季楽里あさひ」について申し上げます。

令和３年度の来場者数は112万6,000人、全体売上げは８億3,000万円と、前年度を上回る結果となりました。

開業以来大変好評をいただいております。今後も本市の農畜水産物等の情報発信施設として、より一層のＰＲに努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

袋公園桜まつりについては、４月１日から12日まで、西ため池周辺の提灯やぼんぼりを灯し、桜のライトアップを行いました。併せて、約80匹の鯉のぼりを５月５日まで掲揚いたしました。

夏季観光については、各イベントの実行委員会や関係各位との調整を重ねた結果、海水浴場や市営海浜プール、旭市いいおかＹＯＵ・遊フェスティバル、旭市七夕市民まつりについて、いずれも規模や内容を制限した上で、実施することといたしました。

実施に当たっては、感染防止対策を十分に行い、参加者や開催者の健康を第一に考え、準備を進めてまいります。

次に、雇用の促進について申し上げます。

合同企業説明会については、旭市雇用対策協議会主催、本市後援により、4月27日に開催されました。本事業は、来春卒業予定の市内及び近隣高校生等に地元企業をPRし、人材確保につなげようとするもので、市内企業20社が参加し、304名の高校生や大学生等が熱心に説明を受けたところであります。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

昨年度の寄附納付額は、1億561万9,596円でありました。

返礼品については、本市の農畜水産物や加工品などを中心に、230種を取りそろえており、今後も魅力的な返礼品を増やし、ふるさと旭をPRするとともに、本事業を推進してまいります。

次に、シティプロモーション推進事業について申し上げます。

旭ブランドの確立に向けた様々な施策や官民一体の組織づくりなど、相互に連携・協力し活動するため、4月1日に株式会社地域活性プランニングと包括連携協定を締結いたしました。

今後は、ロケツーリズムを推進するため、観光事業者や関係団体などを構成員とした協議会や、ロケ誘致の実動部隊となる応援組織を設立し、ロケへの支援体制を整え、本市の魅力や認知度の向上を目指してまいります。

次に、定住促進について申し上げます。

定住促進奨励金交付事業については、令和3年度において、58件、4,130万円を交付し、これによる実転入者は140人でありました。

また、本年度から旭市若者世帯住宅取得奨励金として、市内の若者の定住化を図るための支援を行っており、5月31日現在、3件の申請がありました。

今後も、ホームページ等を活用して本事業をより広くPRし、市内への移住・定住を促進してまいります。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、5月1日に、大原幽学ゆかりの水田で、3年ぶりに規模を縮小して開催いたしました。当日は、東京都や県内東葛地域などから、105名の家族連れの参加者があり、水田の泥に足を取られながらの田植え体験を楽しんでもらい、都市住民との交流を図ることができました。

次に、子育て支援について申し上げます。

公立保育所の再編については、旭市立保育所再編計画に基づき、老朽化の著しい中央第二保育所とゆたか保育所について、よりよい保育環境の整備を図るため、統合に向けた準備を進めております。

統合に当たっては、保育所を利用する保護者や周辺地域の方に対し、説明会の開催や広報紙等による周知を行い、地域の合意が得られるよう努めてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで多くの学校行事が中止や縮小を余儀なくされてきました。

本年4月に千葉県教育委員会から、教育活動の制限緩和についての通知があり、本市においても感染症対策を講じながら、学校行事や部活動などの実施に努めているところです。

教育の情報化推進事業については、ＩＣＴ機器を活用した効果的で効率的な授業の実践に向けて、本年度からＩＣＴ授業マイスター育成事業を立ち上げ、ＩＣＴ支援員と市教育委員会担当者とともにＩＣＴ教育を推進しております。

英語教育の充実については、小学校での英語授業をより充実させるため、本年度から英語教諭補助員、通称ＪＴＥを2名増員し、小学１・２年生での英語授業を計画しております。また、小学６年生では、ＡＬＴとＪＴＥとの対話コミュニケーションを授業に取り入れるなど、より実践的な英語教育を推進しております。

小・中学校の再編については、昨年策定した学校再編基本方針について、広報やホームページにより周知を図ってまいりました。今後は、保護者を対象にした説明会やアンケート調査、地域説明会を実施し、住民の意見を伺いながら合意形成に向け進めてまいります。

次に、子ども議会の開催について申し上げます。

市民と市長との対話集会の一環であります本事業は、市内小・中学校の児童・生徒が、実際に議場での議会を体験することで、市政への関心を深めてもらうとともに、次代を担う子どもたちの意見を市政に反映しようとするものです。

本年度は、各種感染防止策を講じた上で、7月26日に開催いたします。

次に、生涯学習について申し上げます。

文化振興事業については、文芸活動からふるさと旭を再発見し、ふるさとへの関心を深め、郷土愛を育てていくことを目的とした新たな事業として、旭市ふるさと文芸賞を創設いたします。作品の募集は、7月1日からで、小学生の部、中学生の部、一般の部で構成し、ふるさと旭をテーマにした俳句、短歌などの作品を市内外から広く募ることとしております。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

旭市サッカー場については、4月24日にプレオープン記念式典を開催し、供用を開始いたしました。公募による愛称は、「しおさいスタジアム」に決定し、サッカーをはじめとした、さまざまなスポーツやレクリエーションの場として、多くの皆様に使用いただける施設となるよう推進してまいります。

社会体育施設の指定管理者については、5月9日から、対象となる12施設について指定管理者の募集を開始いたしました。民間事業者等が有するノウハウを活用することで、施設利用者数の増加や経費節減に取り組み、市民サービス向上のため、指定管理の導入を進めてまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道については、病院から東総広域農道までの総延長3.2キロメートルの整備が完了し、本年3月30日に全線の供用を開始いたしました。本路線の開通により、旭中央病院及び生涯活躍のまちへの交通アクセスの向上が図られ、東総地域のさらなる交流が促進されるものと期待しております。

津波避難道路については、飯岡地域の横根三川線における国道126号の接続部が完了し、一部区間について供用を開始しております。また、旭地域の椎名内西足洗線については、県道飯岡一宮線から飯岡片貝線までの区間が完了し、当該区間の供用を開始しております。

千葉県により進められている銚子連絡道路については、本年度、匝瑳市から旭市までの三期区間、約13キロメートルについて、新たに事業化されました。

今後も早期の完成に向け、千葉県に協力していくとともに、事業の促進を要望してまいります。

次に、リフォーム補助金について申し上げます。

本年度は、申請受付を4月15日から5月12日まで行い、127件の申請をいただきました。本事業を通して、居住環境の向上及び市内の経済活性化が図られるものと期待しております。

次に、空き家対策事業について申し上げます。

昨年度から進めておりました旭市空家等対策計画を本年4月に策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、空き家等に対する総合的かつ計画的な施策を推進してまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

春のゴミゼロ運動については、本年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5

月30日から6月30日までの1か月間をゴミゼロ運動月間として、各地域において実施日を設定し、ご協力いただくことといたしました。

引き続き、地域環境の保全及び美化を推進するため、きれいな旭をつくる会を中心に、市民の皆様のご協力をいただきながら、ごみの減量化や3Rの推進に努めてまいります。

次に、洋上風力発電について申し上げます。

銚子市沖における洋上風力発電については、海匠漁業協同組合と事業者、旭市の三者で、洋上風力発電所の建設・運営・電力供給事業を行うための協定に向けて準備しているところです。

また、漁業振興のための出捐金については、共生施策の計画等を踏まえ、関係機関と調整しながら、基金の受け入れ体制を整えてまいります。

次に、消防体制の充実について申し上げます。

消防車両の整備については、老朽化した海上分署の水槽付き消防ポンプ自動車を本年3月に更新整備いたしました。今後も消防力の充実、強化に努めてまいります。

次に、生涯活躍のまち形成事業について申し上げます。

本事業については、4月23日に、商業施設イオンタウン旭及び旭市多世代交流施設おひさまテラスの開業をもって、生涯活躍のまち「みらいあさひ」の「まちびらき」を迎えることができました。

おひさまテラスについては、開業以来、非常に多くの地域の皆様にご来場いただいております。5月31日現在の来場者数が7万6,000人を超えるなど、期待を大きく上回る効果が得られております。

6月1日には、施設内のレンタルスペースの貸出しも開始したところであり、これと並行して、施設主催の講座等の各種イベントを定期的に行うなど、より一層の利用促進を図りながら、地域の活性化に寄与するよう取り組んでまいります。

また、これに先立ち、4月19日には、旭市と旭中央病院及びイオン株式会社により「未来に向けた持続可能なまちづくりに関する連携協定」を締結いたしました。

今回の協定締結を機に、三者がより強固な信頼関係を構築し、緊密に連携・協働することで、本市のさらなる飛躍・発展につなげてまいります。

次に、CCDプロジェクトについて申し上げます。

本事業は、旭市と世界的な製薬メーカーであるノボ・ノルディスク・ファーマ社及び千葉大学医学部附属病院の三者により、糖尿病患者の発症抑制や重症化予防のための共同研究を

行うものです。

市では、本事業を積極的に推進していくため、若手・中堅職員による旭市ＣＣＤプロジェクト推進チームを４月１日に設置いたしました。

今後は、ノボ・ノルディスク・ファーマ社や千葉大学医学部附属病院の支援の下、「みらいあさひ」も主たるフィールドとして活用しながら、２型糖尿病の発症抑制に資する試行事業を企画立案し、実施していくこととしております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第９ 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（木内欽市） 日程第９、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第１号、議案第５号、議案第７号の３議案について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第１号、令和４年度旭市一般会計補正予算の議決について、議案第５号、財産の取得について、及び議案第７号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

まず初めに、議案第１号、令和４年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書をお手元にお願いいたします。

１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ１,０００万円を追加し、予算の総額を２８９億５,０００万円とするものです。

少し飛んで７ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

18款2項4目ふるさと応援基金繰入金1,000万円の増は、説明欄1、ふるさと応援基金繰入金を今回の補正事業である商業活性化推進事業の財源として計上するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。続いて歳出について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費1,000万円の増は、説明欄1、商業活性化推進事業の増によるものです。これは、空き店舗を活用して事業を行う者に対し、空き店舗の改修費用や賃借料を助成する空き店舗活用事業補助金について利用希望者が大幅に増加したことから、補助金を増額するものでございます。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第5号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

議案の裏面をお願いいたします。

取得する財産は、第一学校給食センターに配置されるコンテナ洗浄機で、食器や食缶を運搬するためのコンテナを洗浄する機器です。金額は2,684万円。取得の相手方は千葉市若葉区西都賀二丁目7番5号、株式会社関東三貴代表取締役石井勝之であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

令和4年4月6日に公告し、4月20日まで入札書の受付を行ったところ、5者から入札書の提出がありました。4月21日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は4月28日、納入期限は令和4年12月31日であります。

なお、予定価格は2,832万5,000円、落札率は94.76%でありました。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第7号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

令和4年度旭市一般会計補正予算（第1号）であります。

この補正予算は、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として国が実施する児童扶養手当受給世帯などの子育て世帯に対する給付金と、住民税非課税世帯等に対する給付金の二つの事業について給付金の支給を迅速に行う必要があったことから、5月24日に専決処分しましたので、議会の承認を求めるものであります。

補正予算書をお手元をお願いします。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ2億3,000万円を追加し、予算の総額を289億4,000万円としたものであります。

少し飛びまして、7ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14款2項2目民生費国庫補助金2億3,000万円の増は、1節社会福祉費国庫補助金の説明欄1、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1億3,509万6,000円及び2節児童福祉費国庫補助金の説明欄1、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金9,490万4,000円によるものです。なお、今回の補正事業は全て国の事業となりますので、全額が国庫補助金により措置されます。

以上で歳入の説明を終わりにして、続いて歳出について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費240万2,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業で、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に伴う電算システムの改修費用です。

3款1項1目社会福祉総務費1億3,509万6,000円の増は、説明欄1、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業で、住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付金の支給に要する費用であります。

9ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費9,250万2,000円の増は、説明欄1、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業で、児童扶養手当を受給している世帯や低所得の子育て世帯等に対し、児童1人当たり5万円の給付金の支給に要する費用であります。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第6号の2議案について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 小倉直志 登壇）

○総務課長（小倉直志） 議案第2号及び議案第6号の2議案について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第2号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関す

る条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

条例改正の趣旨につきましては、公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が改められたことから、条例中で規定する市議会議員及び市長の選挙における公費負担の限度額を改正するものです。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第4条の改正は、第2号アでは、選挙運動用自動車の運転手の雇用契約をした場合において、運転業務に従事する者に対して支払うべき報酬の限度額を1万5,800円から1万6,100円に改めるものです。

また、第2号イでは、2ページのほうをお願いいたします。

選挙運動用自動車に供給した燃料代の限度額を7,560円から7,700円に改めるものです。

第6条及び第8条の改正は、選挙運動用ビラ1枚当たりの単価を7円51銭から7円73銭に改めるものです。

3ページをお願いいたします。

第9条の改正は、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価を525円6銭から541円31銭に、基本額を31万500円から31万6,250円に改めるものです。なお、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第6号、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

現職の辞職の申出に伴い、後任を選任するに当たり、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意をいただくものでございます。

固定資産評価員に選任したい方は、旭市上永井1160番地2にお住まいの向後秀敬氏、昭和38年12月28日生まれの方で、本年4月1日から本市の税務課長の職にあり、固定資産評価員として適任の方です。

なお、向後氏は、地方税法に規定する兼職及び請負の禁止並びに欠格事項については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第3号について、体育振興課長、登壇してください。

（体育振興課長 金杉高春 登壇）

○**体育振興課長（金杉高春）** 議案第 3 号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

社会体育施設の旭市総合体育館と飯岡体育館の利用区分の追加に伴い使用料を見直し、また旭市サッカー場の照明設備の設置に伴い照明料を定めるに当たり、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表の 4 ページをお願いいたします。

表の左側は現行の内容、右側が改正案となります。

旭市社会体育施設の旭市総合体育館使用料は、備考欄の 2、メインアリーナの 2 分の 1 の使用は 2 分の 1 の額の後に「とし、4 分の 1 の使用は 4 分の 1 の額」を加えるものです。

飯岡体育館使用料は、備考欄の 2 を新たに追加し、「2 分の 1 の使用は 2 分の 1 の額とする（1 か月当たりの使用料も同様とする。）。」を加えるものです。

理由としましては、それぞれの体育館において、卓球やバドミントン等の利用者の利便性を図るため、改正を行うものであります。

続いて、5 ページをご覧ください。

旭市サッカー場の使用料について、照明設備の設置に伴い、照明料として 30 分当たり 1,000 円を加えるものです。照明料の算定については、電気料金や維持管理費に係る経費を踏まえ、設定しています。

なお、サッカー場の照明については、今年度 9 月中の設置を目指しておりますので、工事完了後に規則で定める日から施行いたします。

以上で議案第 3 号の補足説明を終わります。

○**議長（木内欽市）** 体育振興課長の補足説明は終わりました。

議案第 4 号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 池田勝紀 登壇）

○**農水産課長（池田勝紀）** 議案第 4 号、旭市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

旧干潟町の地域にあります農村公園のうち鐺木農村公園については、老朽化により公園機能が低下し、利用者も減少していることから、地権者及び地元区と施設の廃止について協議を行っておりました。今般、これが調ったことから、本条例を提案するものです。

それでは、お手元の新旧対照表の 6 ページをご覧ください。

第 2 条は、農村公園の名称及び位置について定めるものですが、同条中、鐺木農村公園の

名称及び位置を削るとともに、第1号に公園の名称を、第2号に公園の位置を規定するよう条文を整理するものです。

以上で議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 議案の補足説明は途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号、議案第9号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 向後秀敬 登壇）

○税務課長（向後秀敬） 議案第8号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、旭市税条例を改正する必要性が生じたことから、3月31日付で専決処分により制定した旭市税条例等の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

初めに、旭市税条例第1条による改正関係となります。

第18条の4は、納税証明書の交付手数料について定めるもので、不動産の登記事項証明書におけるDV被害者等の住所の取扱いを踏まえ、証明書に住所に代わる事項の記載が可能となることから、その旨明記するものです。

第33条は、個人住民税の所得割の課税標準について定めるもので、特定配当等に係る所得や特定株式等譲渡所得に関し、総合課税または分離課税の選択を確定申告書の記載によってのみ適用するもので、令和6年度課税分から適用するものです。

9ページをお願いいたします。

第34条の7は、寄附金税額控除について定めるもので、民法法人のみなし規定について、経過措置が満了となったことにより規定を削るものです。

10ページをお願いいたします。

第34条の9は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除について定めるもので、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うこととするもので、令和6年度課税分から適用となります。

11ページをお願いいたします。

第36条の2は、市民税の申告について定めるもので、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定を整理するものです。

12ページをお願いいたします。

第36条の3の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について定めるもので、記載事項に一定の所得以下等の要件を有する配偶者の氏名を追加するものです。

13ページをお願いいたします。

第36条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について定めるもので、一定の配偶者及び16歳を超える扶養親族のうち退職手当等を有する者について、提出を要する旨規定を追加するとともに、記載事項に配偶者の氏名を追加するものです。

14ページ、15ページをお願いします。

第73条の2及び第73条の3は、固定資産税台帳の閲覧及び証明書の手数料について定めるもので、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、一定の措置を講じた上で、閲覧や証明書の交付を行うこととされたため、その旨規定を整備するものです。

附則第7条の3の2は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について定めるもので、適用の延長、見直しに伴う改正です。

16ページ、17ページをお願いします。

附則第10条の2は、わがまち特例として、固定資産税の課税標準の特例率を定めるもので、法改正に伴い、引用条項の整理を行うもの。

18ページをお願いします。

第25項を加える改正は、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置につき、国の基準と同率を定めるものです。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めるものです。省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正です。

19ページ、20ページをお願いします。

附則第12条は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例について定めるもので、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%に半減する改正です。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例について定めるもので、市民税の申告分離課税について、所得税での適用がある場合に限り、適用とする旨の改正で、令和6年度課税分から適用となります。

22ページ、23ページをお願いします。

附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例について定めるもの。

附則第20条の3は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例について定めるもので、申告方式の選択に係る規定の整理です。

24ページをお願いします。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について定めるもので、コロナ特例の満了により規定を削るものです。

次に、25ページをお願いいたします。

旭市税条例等の一部を改正する条例第2条による改正関係となります。

令和3年3月に制定した旭市税条例等の一部を改正する条例について、今般の法改正との内容の整合を図るため、規定の整理を行うための改正となります。

議案第8号については以上でございます。

次に、議案第9号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、こちらも専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表の26ページをお願いいたします。

附則第8項を加える改正は、固定資産税と同様に、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置につき、国の基準と同率を定めるもの。

27ページをお願いいたします。

改正後の附則第10条は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例について定めるもので、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を固定資産税と同率の2.5%に半減する改正です。

その他の改正は、法改正に伴う引用条項の整理となります。

以上で議案第8号、第9号について補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 税務課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 報告第1号及び報告第2号について説明させていただきます。

初めに、報告第1号、令和3年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてです。

この計算書は、繰越明許費として、令和3年度一般会計補正予算において設定した事業について翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰越計算書をご覧ください。

繰り越した事業は全部で18事業です。

まず、2款1項総務管理費のうちコミュニティ施設管理費は、農村環境改善センターの施設解体について国との調整に期間を要したため、年度内の契約が困難となったことから、5,110万6,000円を繰り越したものです。なお、事業の完了は12月を予定しております。

次の電算システム運用事業は、マイナンバーカードによる転出・転入手続きのワンストップ化対応に係るシステム改修について、国の補正予算成立後の実施となったため、年度内完了が困難となったことから、709万円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

3款1項社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、住民税非課税世帯等に対し10万円の給付金を支給する国の事業について、給付金の申請期限が令和4年9月末までであり、支給手続き等が年度内に完了できないことから、1億3,352万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

3款3項児童福祉費のうち子育て世帯等臨時特別支援事業は、子育て世帯に対し10万円の給付金を支給する国の事業について、給付金の支給申請期限が令和4年4月22日までであり、支給手続き等が年度内に完了できないことから、429万3,000円を繰り越したもので、事業は先月中に完了しております。

次の保育士等処遇改善臨時特例事業は、民間の保育所等に勤務する保育士等に対する処遇改善に関する事業について、事業期間が令和4年2月から9月までであることから、1,803万円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

4款1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種完了が翌年度となることから、2億8,266万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和5年3月を予定しております。

6款1項農業費、農業基盤整備事業は、県の土地改良事業に対する市の負担金について、国の補正予算の配分により対象事業が翌年度に繰越しとなったことから、2,340万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和5年3月を予定しております。

8款2項道路橋梁費のうち道路新設改良事業は、飯岡地域上永井地先の道路改良工事や中央病院北側の排水工事などについて、道路改良工事では、周辺耕作者との調整に不測の日数を要したこと、道路排水工事では、N T Tの関連施設の移設協議に不測の日数を要したことなどから、9,479万3,000円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、東京電力やN T Tとの関連施設の移設協議に不測の日数を要したため、8,496万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

次の南堀之内バイパス整備事業は、関係地権者との協議及び工法の見直しに不測の日数を要したため1億4,101万円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、椎名内西足洗線については道路法に伴う警察協議などに不測の日数を要したこと、横根三川線については地元地権者や耕作者との道路の高さ等に係る協議に不測の日数を要したことから、1億8,564万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和5年3月を予定しております。

次の冠水対策排水整備事業は、サンモール西側の排水路整備工事について、周辺店舗との事前の家屋調査を含めた協議に不測の日数を要したため、1億2,579万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

次の橋梁長寿命化修繕事業は、市内3か所の橋梁の補修設計業務について、国の補助金の追加交付決定後の業務着手となったため工期が確保できなかったことから、572万円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

10款2項小学校費、小学校施設改修事業は、中央小学校と三川小学校の空調設備工事について、国の交付金の前倒し採択となったことから工期が確保できなかったため、2,018万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

3項中学校費、中学校施設改修事業は、第二中学校の空調設備工事について、国の交付金の前倒し採択となったことから、工期が確保できなかったため、488万2,000円を繰り越した

もので、事業の完了は9月を予定しております。

次の中学校大規模改造事業は、第二中学校特別教室棟の改修工事について、国の交付金の前倒し採択となったことから、工期が確保できなかったため、1億9,461万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和5年3月を予定しております。

5項保健体育費、サッカー場整備事業は、サッカー場の管理棟及び外構工事について、資材調達の遅延などにより年度内の工事完了が困難となったことから、1億7,638万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は8月を予定しております。

次の第一学校給食センター管理費は、第一学校給食センターの空調設備工事について、国の交付金の前倒し採択となったことから、工期が確保できなかったため、2,970万円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

続きまして、報告第2号、令和3年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について説明させていただきます。

この計算書は、令和3年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰越ししたもののについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

繰越計算書をご覧ください。

繰り越した事業は3事業です。

初めに、2款1項総務管理費、生涯活躍のまち形成事業は、おひさまテラスのロゴの商標登録について、特許庁の審査完了に不測の日数を要したことから、32万5,900円を繰り越したもので、事業は先月中に完了しております。

次の広域情報ネットワーク運用事業は、光ファイバーケーブル移設業務について、電柱移転工事の遅れにより年度内の事業完了が困難となったことから、817万3,000円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

8款2項道路橋梁費、道路新設改良事業は、J Aちばみどりひかた支店北側の道路改良工事について、想定外の湧き水の発生に対する対応や山留め工の追加などにより年度内の事業完了が困難となったことから、2,538万6,400円を繰り越したもので、今月中の事業完了を予定しております。

以上で報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 多田一徳 登壇）

○上下水道課長（多田一徳） 報告第3号、令和3年度旭市水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

本計算書は、令和3年度において、支払い義務の生じなかった営業費用を翌年度に事故繰越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

繰越計算書をご覧ください。

繰り越した事業は、旭配水場ナンバー1配水ポンプ分解整備業務委託で、コロナ禍等の影響から修繕部品の調達に遅延が発生したため、履行期間を延長したもので、繰越額は予算計上額660万円全額を繰り越すものでございます。事業につきましては、完了しております。

以上で報告第3号についての説明を終わります。

○議長（木内欽市） 上下水道課長の説明は終わりました。

報告第4号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 小倉直志 登壇）

○総務課長（小倉直志） 報告第4号、専決処分の報告について説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市の義務に属する損害賠償の額の決定で、100万円以下のものについて専決処分をしましたので、議会へ報告するものです。

それでは、案件ごとに説明いたします。

案件1は、令和3年3月25日、旭市クリーンセンター敷地内において、運搬中の粗大ごみの落下により、左後輪タイヤハウスが破損した自動車物損事故でありまして、同年6月21日に専決しております。損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件2は、令和3年6月21日、旭市萩園地先道路上において、火災出動中の消防車両から落下したはしごにより、右前輪のタイヤが破損した自動車物損事故でありまして、同年7月9日に専決しております。

案件3は、令和3年3月26日、旭市琴田地先道路上において発生した市有自動車の接触による自動車物損事故でありまして、同年7月28日に専決しております。

案件4は、令和3年5月31日、旭市ニ地先道路上において発生した市有自動車の追突による自動車物損事故でありまして、同年8月12日に専決しております。

案件5は、令和3年7月7日、旭市三川地先道路上において、走行中に道路破損箇所左前輪タイヤ、ホイール及びフロントバンパーが破損した自動車物損事故でありまして、同年

9月7日に専決しております。

案件6は、令和3年10月1日、旭市立第二中学校正門において、走行中に強風によりあおられた門扉が動き出し、運転席側ドアに接触した自動車物損事故でありまして、同年12月10日に専決しております。

以上で報告第4号の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 総務課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は13日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時37分